

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年1月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年1月25日(月) 午前10時00分～午前10時38分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 森 美和子
副部長 鈴木 達夫
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎 服部 孝規
会長 中崎 孝彦
副会長 尾崎 邦洋
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 井分 信次 議事調査課長 渡邊 靖文
村主 健太郎 大川 真梨子
- 6 案件
 1. 第63回検討部会の確認事項について
 - (1) 広聴広報機能の充実(議会報告会)について(検討課題10)
 - (2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)
 - (3) 議会の情報化について(検討課題36)
 - (4) 所管事務調査結果の報告について(検討課題46)
 - (5) 子ども議会の実施について(検討課題47)
 - (6) 公聴会制度について(検討課題11)
 - (7) 議会提出議案への市長等の意見表明について(検討課題25)
 - (8) 新たな議決項目の必要性について(検討課題27)
 - (9) 議会事務局の機能強化について(検討課題38)
 - (10) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
 - (11) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
 2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
 3. 議題
 - (1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)
 - (2) 議会の情報化について(検討課題36)
 - (3) 所管事務調査結果の報告について(検討課題46)
 - (4) 子ども議会の実施について(検討課題47)
 - (5) 公聴会制度について(検討課題11)
 - (6) 新たな議決項目の必要性について(検討課題27)
 - (7) 監視及び評価をどのように行っていくのかについて(検討課題4)

(8) 議会事務局の機能強化について(検討課題38)

(9) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)

(10) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)

4. その他

7 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会改革推進会議検討部会を始めさせていただきます。

事項書に沿ってさせていただきますが、皆さんお手元の事項書の1. 第63回検討部会の確認事項について、事務局で整理していただきましたが、昨年10月20日の推進会議で、これは皆さんに報告をして了承されておりますので、もう改めて説明をさせませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、事項書の2番の議会改革白書2021への掲載内容について、事務局より説明いたさせます。大川さん。

○議会議務局員（大川真梨子君） それでは、お手元の資料1をご覧ください。

各種委員会・会議の決定事項ですが、まず（1）の議会運営委員会では、令和2年12月18日に、執行部に発言機会がない場合における発言許可の申入れについて、議員の持ち時間終了後の執行部の答弁は一切認めない。持ち時間内の取扱いについては、議長が自身の議事整理権において対応するとしていただきました。

（2）の会派代表者会議では、令和2年11月12日に、議長の会派離脱について、（1）ですが、議長は会派を離脱することを改めて確認していただきました。

次の（2）ですが、議長の会派離脱に伴う取扱いについて、次のとおり決定していただきました。

まず、①議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派は存続する。②会派室を選ぶ順番は、議長の離脱前の会派人数による順番とする。③会派の看板は現状どおりとするが、名札は会派に属さない議員の部屋に移す。④ホームページ等では、所属議員が1人でも会派として表示し、所属議員の欄に離脱した議長の名前を括弧書きで表示するとともに、会派に属さない議員の欄に議長の名前を表示し、括弧書きで（議長）と明記する。⑤政務活動費は、議長就任日の翌月1日（基準日）より、会派（1人を含む）と議長個人に分けて支給する。⑥議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、代表者会議に出席する。⑦議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、議会運営委員を選出する。⑧議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、会派から1人としている委員会等の委員を選出する。⑨議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、常任委員、その他委員等を優先的に選出できる。⑩議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、代表質疑、代表質問、総括質疑ができる。⑪申合せで、議長、監査委員は本会議では質問しないとしているため、議長及び監査委員の分の時間の加算はしないということです。

裏面をご覧くださいんですけども、（3）の予算決算委員会では、令和2年11月10日の予算決算委員会協議会において、予算決算委員会内規の一部改正について、各会計補正予算の審査を各分科会に分担せず全体審査とする場合は、これまでその都度委員会に諮って決定していましたが、会議の日程、議案の内容等により委員長が必要があると認めるときは、議長と協議の上、全体審査とすることができるように改正しました。また、全体審査を決定する前に、補正予算の審査方法について委員長が必要があると認めるときは、予算決算委員会理事会を招集して協議することとしていただきました。

（4）の危機管理対策本部では、令和2年12月18日に、新型コロナウイルス感染症対策につい

て、新型コロナウイルス感染症に関し、亀山市議会における感染防止対策並びに議員が感染者または濃厚接触者等となった場合の対応及び議会運営について定めた新型コロナウイルス感染症対策に係る運用基準を制定していただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今読んでいただいた4項目について、白書のほうに掲載をさせていただきますので、何かご意見ありますか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） それでは、議題に移らせていただきます。

今回皆さんに議論をいただく内容について、事務局より説明いたさせます。

大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） まず、お手元の資料2、検討課題一覧・スケジュールをご覧ください。

上の青色部分が完了、真ん中のオレンジ色の部分が着手中、下の色のついていない部分が未着手の検討課題となっております。

検討課題の10、25は昨年完了しておりますので、青色に変更させていただきました。オレンジ色の着手中の内容について、今後の方向性を決めていただき、検討、そして10月の推進会議で報告していただくということになります。

では、着手中の各項目について説明させていただきますので、資料3のカルテを順番にご覧いただきながらお聞きください。

まず、（1）検討課題45、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について）です。

先行して議長の任期を2年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されましたが、常任委員会における所管事務調査は1年ではなかなか時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究をすることができないという現状があるかと思えます。

参考としてですが、全国市議会議長会の市議会の活動に関する実態調査結果において、令和元年12月31日現在ですけれども、委員会の委員の任期を2年としているのは5万人未満の市では277市のうち213市で、76.9%となっております。

委員の任期については、委員会構成まで踏み込んだ議論が必要であり、引き続き検討を重ねていただくことになっております。

続きまして、（2）検討課題36の議会の情報化についてです。

こちらですが、プロジェクトチームで協議していただきまして、タブレットの端末の機種ですとか電子会議システムについて相談していただきまして、導入するものの結果について前回確認していただいております。

議会タブレット更新時期につきましては、予定としては今年の5月。6月定例会から本格運用。執行部のタブレット導入の時期につきましては、予定としてはですが今年の8月か9月頃で、12月定例会から本格運用ができたというふうに聞いております。ただし、タブレットの需要が高まっていることから業者の納品が遅れる可能性があり、それに伴いまして運用時期が遅れることも考えられるんですが、これを機にペーパーレス化の実施に向け進めるとともに、さらなる情報化を推進するため、今後も検討をしていただくことになっております。

続きまして、(3) 検討課題46、所管事務調査結果の報告についてです。

こちらは、新規検討課題として令和2年2月17日に新たにカルテを作成したものです。

今、所管事務調査終了後、毎年10月に市長へ政策提言を行い、意見交換した団体等には所管事務調査報告書を送付しておりますが、市民、関係団体への報告会のような形で報告を行うことの是非や、報告を行う場合は開催時期、実施手法等について検討していただくということになっております。

ただし、報告の対象を所管事務調査に係る意見交換先に限定しない場合は広聴広報にも関わってきますので、その辺りも整理が必要になるということで、議論を継続していただくことになっております。

続きまして、(4) 検討課題47の子ども議会の実施についてです。

こちらですが、子ども議会の実施手法につきましては、プロジェクトチームで協議していただきましたので、あとは新型コロナウイルス感染症の終息状況次第となります。

仮に令和3年度中に終息に向かえば、教育委員会や学校との協議に入り、子ども議会は令和4年度に実施できる可能性は出てきますが、終息のめどが立たない場合は、それより後の年度に持ち越しになっていくと思われますので、現状検討は一旦保留ということになっております。

続きまして、(5) 検討課題11の公聴会制度についてです。

これは、地方自治法に定められている議会の権能の一つとして、審議する議案に係る利害関係者や有識者の意見を聞くことができる制度であり、平成27年度に会議への参考人招致の制度と併せて運用方針等の検討を開始しましたが、委員会での請願者の趣旨説明の制度を確立するために、その根拠となる参考人制度のほうが先行して平成29年に出来上がりました。このため、公聴会制度につきましては、別途要綱を整備していくに当たって検討していただくことになっております。

続きまして、(6) 検討課題27の新たな議決項目の必要性についてです。

平成30年3月に、総合計画のほかに都市マスタープランを新たに議決事件に追加しましたが、ほかにも議決事件とする計画はないか検討していただくことになっております。

続きまして、(7) 検討課題4の監視及び評価をどのように行っていくのかについてです。

現時点では、通年議会は導入せず、必要があれば再び議論することとし、検討課題としては継続扱いのまま、当面は置いておくということになっております。

続きまして、(8) 検討課題38の議会事務局の機能強化についてです。

カルテでは、議論する内容として、議会運営を行うに当たり、現状の体制強化を図る。議員18名体制での議会事務局の要員について検証。議会事務局の業務内容の分析検証を行う。所掌事務18分類での業務調査の必要性。議会事務局の役割（議会への助言、サポート）と議員との連携の在り方を明確にするとされており、議会改革の推進に当たり、議会事務局の在り方等について検討していただくことになっております。

(9) 検討課題41の議員の政治倫理への対応についてです。

検討内容は、政治倫理指針の見直しを行うと記載されております。

指針の中には、地区コミュニティ会長という文言が残っていたり、会議の服装にクールビズを認めるも本会議は正装とすると、男性のネクタイ着用を前提とした記載となっていることなど現状に沿っていない部分があることから、検討していただくことになっております。ただし、改正の際はほかの部分も併せて見直していただくことになるかと思います。

こちらの政治倫理指針につきましては、参考として、本日皆様のお手元に置かせていただいております。

続きまして、（１０）検討課題３１及び３３の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方についてです。

当市議会では、議会基本条例の各条文ごとに課題を抽出し、優先順位をつけ、検討部会で協議を行っていただいておりますが、このことが条例の検証ではなく、条例を施行して１０年が経過し、改めて各条文の内容が現状に合致しているのか、また新たな視点の条文が必要ではないか等を検証する必要があると思われまますので、こちらも検討していただくということになっております。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今、１０項目の検討課題について説明をしていただきました。

今から皆様に、この１０月までに議論していただく内容を抽出していただいて、全部一気にできたらいいんですけど、それはちょっと難しいので、何を優先的に議論していくかということをご様に考えていただきたいと思っております。

そこで、ちょっと私のほうから提案なんですけど、１点、この議会の情報化というのは、タブレットが変わって、それからペーパーレスになっていくということの議論をしていただくんですが、今新型コロナの蔓延でいろんなところへの研修とか会議とかというのが難しくなっておりますので、視察なんか。オンラインを活用した何か研修なり、それはできるんだと思うんですけど、蔓延したときの委員会の在り方とか、そういうことも併せて議論をしていただく必要があるんじゃないかと思うので、そのことも、まだこれはカルテにも何も示されておられませんので、また皆様のご意見を聞かせていただきながら、これも入れるかどうかという議論も併せてお願いをしたいと思います。

それでは、何をするかということについてご意見を聞かせていただきたいと思っております。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 残り２年という我々の任期ということと、それからこういうコロナ禍の中でできることということと言うと、１つは常任委員の任期については、多分これ変えたとしたら改選後になるんやろうと思うんですね。だから、これはもう議論をしていく必要があるというふうに思います。

それからもう一点、４１の政治倫理指針、これも議論を尽くせばできるという中身ですので、これも進めていってもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから３１の条例の検証、見直し、それから３３の検証委員会、これも内部の会議でやれることなんで、ある程度ね。これも進めていっていいんじゃないかなと思います。

あと、特に子ども議会であるとか、それから報告会に関係することとかというのは、これ自体がもう難しいような状況もありますので、なかなかこれは進めづらいかなあというふうに感じています。以上です。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

ほかに。いかがですか。

今、服部委員のほうから４５番、４１番、３１、３３ということで、そこら辺を議論していったらどうかというご意見はいただいておりますが。ちょっと時間を取りますか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私も、服部委員が言われるような感じのものしかできやんやろうなどは思います。

以前から通年議会なんかはどうするんだという話が出ていて、でもこれに関してはやるべきという意見よりも慎重というような意見のほうが強かった部分もあったと思いますし、同等ではないんですけど、委員会に関して、2年の委員会というのは、これも多分賛否が分かれるところだと思いますので、やっぱりこれはある程度逆に早くやらないといけないんじゃないのかなと思いますので、今いる委員会はやっぱり2年にしようやというのはできないと思いますので、やっぱりこれはまず最優先じゃないかなと。するかどうかというよりも、どうしますかというのを一旦結論づける必要があるんやろうなと思います。

大体服部委員の言われたやつが、それこそ全部できるかどうかとも分からんぐらいやと思いますので、やっぱりそれをまず優先させるべきかなと思います。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） まず、ずうっと説明をいただいた検討課題を眺めている中で、一つ一つはどういう状態だという僕の感想は置いておいて、やはり常任委員会の任期、これは一定の方向は示したほうがいいのかなあと。

それからもう一つは、最後の条例の検証及び見直し、第三者委員会も含めた、これはやっておかなければいけない。見直しについては、議長も見直しということ、議長になれる所信表明の中にもうたってありますので、議長の考えも入れていただいて、条例の見直しは必要と。

それから最後に、やはり今部会長がおっしゃった情報化の中に、今言われた、本当にコロナが蔓延化したときの委員会等の議会の対応、オンラインの活用、これはぜひ早急に進めていかないと、今やらなければどうにもならんなあというような思いもしますので、服部委員、伊藤委員、それから部会長の提案をされましたオンラインの活用については早急に検討をするという必要があると思います。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

皆さんから一通りご意見はいただきたいと思いますので、順次どうぞ。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私は、議長任期はもう話が決まったことで、委員会の委員を常任委員を1年を2年とかなってくると、あまりにもいろんなことを考えやなあかんこと多いわね。せやもんでかなり時間がたつので、これはやっぱり早くから議論を話して、例えば2年にすると委員会が3つあったら不都合やという意見が出たら、2委員会にすると、またいろんな守備範囲の問題とか、考え出したら切りがないことが出てくるので、これは早くから目鼻をつける必要があると思います。

それからもう一つ、以前は請願者が各委員会で請願事項を審査するときに、請願者に来ていただいてということは決まりましたよね、希望があったら。だからこの公聴会というのも、これもそれに準じて、まだやったことないんやけど、これも決めても、詳細をどういうふうにするかという、例えばその道の権威の人に来ていただいて、これもやっぱり2年がかりで決めてもいいんかなと私は思います。公聴会。以上です。

○部会長（森 美和子君） 森委員。

○部会員（森 英之君） 特に、皆さんご意見をおっしゃった内容と私も合致しておるんですけど

も、常任委員会の任期については、この任期の残りの中で早急に検討していく必要があるのではないかということ。それから、41の政治倫理の改正の検討ですね、これは特に議員のモラル等に関わる問題ですので、すぐにでも早急にやるべきじゃないかというふうに思っておりますので、これも急ぎ検討するべきじゃないかというふうに思います。

それと、今般の状況で部会長の提案もありましたオンラインの環境づくりですね、これも早々にして環境を整えていく必要があるのではないかということで、この3つについては特に早急に検討していくべき事項に上げてはどうかというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 私も皆様方とほとんど同じような意見なんですけれども、やっぱり1番の検討課題45の常任委員会のほうも、やっぱり今から検討してめどをつけていくほうがいいんじゃないのかと思います。

それから、検討課題36の情報化ですね、これはもう早急に委員会とかのウェブ化についてはしていくべきじゃないかなと思っております。

それからあと、検討課題41の政治倫理のほうですけども、資料を少し見させていただいても、今の状況と合っていないようなところもあるようなので、そういうところはもう早めに行き届くところからしていくというのもいいんじゃないかなと思います。

それから、そのほかのことですけど、広聴とかの外部との関係性とかそういうところについては、やっぱり今コロナの状況とか社会状況がどうなっていくか分からないのでちょっと様子を見てもいいんじゃないかなあと思います。以上です。

○部会長（森 美和子君） 皆様から様々な意見を聞かせていただきました。

共通している部分については、45番の任期の問題、それから41番の指針、それから31、33の検証、それと情報化、公聴会も出していただきましたけど。ちょっとボリュームが大きいかなあと思うんですけど。

この指針の部分は、資料を出していただいておりますが、少し現状に見合っていないということで、そんなに時間がかからないのかなあと思いますので、早くできる部分。それから、オンラインとかというのも、そんなに時間がかかるような形でもないかなあと思っています。

一番時間がかかるのが任期と、それから検証も少し時間がかかるのかなあと思いますが、全部やりますか。

公聴会どうしましょう。議論の中に入れさせてもらってよろしいですか。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） 少し優先順位を見させていただきながら、皆さんから出していただいた意見で、少し進めていこうかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから今回、じゃあ今言っていたやつをとにかくやっていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 一度まとめさせていただいて、次回のときにまた議論をしていただきたいと思います。

今回の資料のカルテを配らせていただいたんですけど、番号を振らせていただきました。これは何でかという、毎回毎回事務局がコピーをしていただいておりますので、これをずうっと皆さん持っていていただけないようにしていただいて、次回からもうこのカルテはコピーして渡しませんので、ファイルを配付させていただいておりますので、これをご活用いただきたい、大事に取っておいでいただきたいと思います。

また、スケジュール等がちょっと変わる可能性がありますので、これもまたちゃんと変わりましたらつけて出させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 議会の情報化の部分なんですけれども、1つがタブレット、早ければ6月定例会に間に合うように導入を検討しております。

ただ、このコロナ禍の中でiPadの必要台数の確保がちょっと難しいようなことも聞いております。全国的に小・中学校で端末を入れておりますので、それと部品供給が間に合わん部分もあるようで、ちょっと遅れる可能性もあるという中でペーパーレス化を進めていくという、今現在この検討課題36のカルテがすごい一番ページ数が多いんです。ずうっと加筆をしておりますので、一番結構多いんですね。今回、オンラインというふうなまた新たな問題が出てきたということで、できればカルテの検討課題番号を変えて、情報化というのは同じですけども、内容を1つがこのタブレット端末、1つがオンライン会議という形でちょっと分けていただいたほうがいいのかというの1点あるんですが、いかがでしょうか。

○部会長（森 美和子君） 今、事務局のほうから検討課題36を分けてという提案がありましたけど、その点についていかがでしょうか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 言われるように、情報化というよりは、通常対面でやる会議ができなくなるという、そのための対策ということなんで、ちょっと情報化ではないやろうというふうに思いますので、そういう趣旨のことをテーマに書いていただいたらどうか。

要するに、通常対面でやる会議に代わる形の会議という、オンラインを活用した会議の持ち方みたいな、そんなふうな位置づけのほうがいいのかなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） オンライン会議ですけども、これをやるのであれば早急に取り組んでかんなんと思うんですけども、これには委員会条例の改正が必要になってきます。

例えば、出席委員の確認とか採決の確認とか、それから今委員会は原則公開となっておりますが、傍聴者の対応をどうするのかという辺りで、他市でもう先行的にやられておるところは、委員会条例を改正して対応しておるということですので、条例改正となりますと、定例会ごとしかできませんので、そういったタイミングもありますので、こちらが恐らく最優先になってくるのかなと思っております。

○部会長（森 美和子君） この点について、オンライン会議は改めてカルテを起こしてというご意見がありましたけど、そういう形でさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、新たなカルテを起こして議論をさせていただきたいと思っております。

じゃあ、その他の項に移ります。

本日の会議は以上ですが、ほかに何かありませんか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ずっとカルテを読ませていただいて、今思いつきではないんですけども、形的にはまだ未着手とはいえ、18番、24、30番の議会・議員の政策形成及び立案能力の向上ということで、今未着手ということではあります、子どもの権利に関する条例等という形、当然昨今のコロナの関係でなかなか会合が持たれないとはいえ、やはりでき得る限りは進めていただきたい。たまたま今副議長、検討部会長が見えますのでお願いなんですけれども、そのことが検討部会から出たということ的前提に、今この場で話をさせていただきますが、例えばコロナウイルスの第6弾の独り親家庭に対する補助等辺りも、あたかも独り親の生活を守るという観点よりも、本質的には、私は子どもの権利を守るということなんです。そういう意味から、我々亀山市議会がそういうものをしっかり持ち合わせていることこそ、その対応の本質的なことを持ち合わせていることになるわけです。

そういう意味において、コロナウイルスで委員会ができない、これはもう1年半かかっているものですから、やはりこの検討部会に端を発した、あるいは前議長の考えもあったでしょう、議員の政策形成についてはどういう形でやっていくかと、もう一度リスタートの方向を示していただきたいなあ、そんな思いがします。

○部会長（森 美和子君） 子どもの権利条例のことについては、もう2月にまた政策検討部会がスタートいたしますので、それでよろしいですか。

副議長を中心に議論をするということが、もうスタートすることになっておりますので、それでいいですかね。

あと私もちょっと思ったのが、条例を議員の中でつくっていくということを前議長がおっしゃって、それはもういいことやということで子どもの権利条例をやろうということになったんですけど、条例制定というものがもともとどういう形で自分たちが取りかかっているのかという、そもそも論のことを全く研修も何も受けないままいきなり条例をつくらうということになったので、そこら辺は何かやらなあかんことがあるんじゃないかなというのは思っていました。でも、これはここで議論する問題じゃないのかなと思います。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 2月の第1週で政策検討部会を開催させていただきますけれども、ここの内容といたしましては、三重県が子どもの権利条例を制定しておりまして、県の出前講座という形でオンラインで説明を受けることになっております。

条例の制定の経緯から、どういった形で議論をして制定に至ったのかという辺りも聞けると思うので、子どもの権利条例に関しては政策検討部会のメンバーで一通り流れは分かっていただけではないかなという思いはしております。

○部会長（森 美和子君） そういう形で少し流れはできてきております。

ほかに何かありませんか。

(発言する者なし)

○部会長（森 美和子君） ないようでしたら、以上で検討部会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

午前10時38分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 1 月 25 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子